

(案)

岡崎市歴史的風致維持向上計画 (第2期)

～未来へつむぐ 歴史まちづくり～

岡崎市歴史的風致維持向上計画(第2期)

目 次

序章 計画の策定にあたって	1
0-1.計画策定の背景と目的	1
0-2.計画の期間	6
0-3.計画策定の体制	7
0-4.計画策定(変更)の経緯	10
第1章 岡崎市の歴史的風致形成の背景	13
1-1.自然的環境	13
1-2.社会的環境	17
1-3.歴史的環境	30
1-4.岡崎城下町の成り立ちと都市の構造	85
1-5.文化財等の分布状況	91
第2章 岡崎市の維持向上すべき歴史的風致	127
2-0.歴史風致の概要と分布状況	127
2-1.家康公生誕の地にみる歴史的風致	129
2-2.東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致	146
2-3.瀧山寺鬼祭りにみる歴史的風致	187
2-4.岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致	198
2-5.郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致	215
2-6.六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致	229
2-7.額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致	240
第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針	259
3-1.歴史的風致の維持及び向上に関する課題	259
3-2.上位計画及び関連計画との関係性	266
3-3.歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針	287
3-4.歴史的風致維持向上計画の実施体制	294

第4章 重点区域の位置及び区域 295

- 4-1.重点区域の位置及び区域 295
- 4-2.重点区域の設定の効果 302
- 4-3.重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 303

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項 331

- 5-1.市全体に関する事項 331
- 5-2.重点区域に関する事項 337

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 .. 343

- 6-1.歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 343
- 6-2.歴史的風致の維持向上に資する事業一覧 344
- 6-3.事業 347

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 363

- 7-1.歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方 363
- 7-2.歴史的風致形成建造物の指定の基準 363
- 7-3.歴史的風致形成建造物の指定対象の要件 364
- 7-4.歴史的風致形成建造物及び候補建造物の一覧 364

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 369

- 8-1.歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方 369
- 8-2.歴史的風致形成建造物の維持管理の指針 369
- 8-3.歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等 370

参考資料 373

- 資料-1.指定等文化財一覧表 373
- 資料-2.図表一覧表 ●

序章 計画の策定にあたって

0-1.計画策定の背景と目的

我が国においては、城郭や神社仏閣等歴史上価値の高い建造物と、その周辺の歴史的な建造物等とが相まって、歴史的なまちなみが形成されている地域が全国に存在している。そうした地域においては、祭礼行事を始めとした地域の歴史や伝統を反映した人々の活動が行われ、歴史的なまちなみと一体となって、情緒や風情のある極めて良好な市街地の環境が形成されていることが多い。

本市においても、三河山地から連なる豊かな緑と、矢作川^{やはぎがわ}や乙川^{おとがわ}の清流など地形の起伏に富み、四季の移ろいを際立たせる自然環境を背景に、矢作川流域に人の営みが始まり、古来より交通の要衝として、古代には三河国の成立、中世には源氏・足利氏の武家文化の重要拠点、そして近世には江戸幕府の礎を築いた徳川家康公の生誕の地・岡崎城下町として栄えてきた。現在も、13件もの国の文化財指定を受けた建造物を有するとともに、八丁味噌^{はっちょう}等の伝統産業、及び山車^{だし}が練り歩く祭りや花火等の祭礼行事が今なお営まれており、西三河地方の拠点として、悠久の時を経て数多くの歴史文化資産が育まれてきた風格ある都市である。

しかしながら、全国的な課題として、民間団体や個人所有の歴史的な建造物については、文化財保護法に基づく保護(保存及び活用)がなされているものを除き、滅失が進んでいる状況にあり、結果として当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。

本市においても、少子高齢化等による人口減少社会を迎えるなか、歴史的建造物は損傷や老朽化に対する維持管理の難しさなどから失われていくことが懸念され、伝統行事や祭礼、伝統産業等は担い手不足等により、時代とともにその形態を変えつつも、これまで継承されてきた固有の歴史文化や伝統をいかに守り、伝え、更に発展させていくかが課題となっている。



図0-1-1 岡崎城天守（景観重要建造物）

このような状況を踏まえ、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し、我が国及び地域にとって貴重な資産である歴史的風致について、その維持及び向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組みを国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的として、平成20年(2008)に歴史まちづくり法(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)が施行された。

地域における歴史的風致の維持及び向上の意義として、歴史的風致の維持及び向上が図られている地域においては、歴史上価値の高い建造物とその周辺の町家等の建築物、街道等の土木施設等が、住民等によって保存されてきた産業、祭り、行事等の伝統的な活動と一体となり、さらには、緑地等の良好な自然的環境を背景として、歴史的な風情、情緒、たたずまいを醸し出している。こうした歴史上価値の高い建造物は文化財であり、その周辺の歴史的な建造物や地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動もまた、文化財に該当することが多い。さらに、市街地は住民等が生活や生業を営み、ライフスタイルに応じた住まい方を実現する舞台であるため、伝統的な産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、造園等に関する伝統的な技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化や産業を創造する発想の源として、また当該地域を訪れる人々が地域の歴史や伝統を体感し、参加する場として大きな価値を持つ。

また、このような歴史的風致は、地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源でもあり、地場産業の振興や交流人口の増加など、地域活性化につながるとともに、各地域のアイデンティティの確立や、本市の誇る固有の伝統文化を保存し、後世に継承するに当たり重要な意味を持つ。

しかしながら、地域によっては、市街地において歴史的な建造物が失われて空地になったり、歴史的なまちなみとは不釣り合いな建築物等が建築されたりすることや、高齢化等により地域の祭礼行事が維持できなくなることなど、歴史的風致が失われている例も多くみられており、このような状況が放置されることによって、地域が誇る固有の伝統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。

そのため、文化財保護行政とまちづくり行政の緊密な連携のもと、文化財の保存・活用、都市計画の決定、景観計画の策定、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事業の実施その他の措置を講ずることにより、総合的かつ一体的な計画に基づき地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、地域の歴史的風致の維持及び向上を図ることが重要である。

こうした背景のもと、本市では平成 28 年(2016) 5 月に「岡崎市歴史的風致維持向上計画」(以下、「第 1 期計画」という。)の認定を受け、歴史的建造物の保存・修景、城郭遺構の発掘調査、歴史文化資産の案内板整備など、多角的な取り組みを進めてきた。なかでも、岡崎城跡における発掘・文献調査の推進、富田家住宅の改修・活用、「徳川家康公像」の設置といった具体的な施策を通じて、市民の郷土愛や歴史文化への理解・認知を高め、歴史的風致に対する市民の意識醸成や地域のシンボル性の向上に寄与する成果を上げた。

しかし一方で、歴史的建造物の更なる利活用の促進、市民参画による持続可能なまちづくりの推進、多言語化や ICT を活用した発信力の強化といった課題も顕在化してきた。



図O-1-2 徳川家康公像(令和元年(2019)設置)

このため、「岡崎市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」(以下、「第 2 期計画」という。)では、第 1 期計画で得られた成果や課題を踏まえ、歴史まちづくりに対する市民の理解・参加を一層促進し、公民連携によるまちづくりを進める。また、先端技術や観光施策との連携によって歴史的建造物の活用の幅を広げ、歴史文化資産を地域活性化の基軸として位置づけることで、岡崎市ならではの魅力と風格を備えた歴史的風致の維持・向上を目指す。

さらに、第 2 期計画では、歴史的風致を将来世代へと継承し、変化する社会環境に適応しながらも、地域に根ざした歴史・文化・伝統を活かす「持続可能なまちづくり」を進めることを目的とする。

本計画は、歴史まちづくり法に定義されている歴史的風致という観点から、歴史的な建造物の保存や活用のみならず、これらを取りまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、本市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な役割分担と協働のもと、次の3点を主なねらいとして、総合的かつ計画的に岡崎固有の歴史的風致の維持向上を図るため、歴史まちづくり法第4条の歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第5条の規定による歴史的風致維持向上計画として「岡崎市歴史的風致維持向上計画(第2期)」を策定するものである。

なお、本計画は、第7次岡崎市総合計画の将来都市像である「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」の実現に向けての計画の一つ、及び本市の歴史文化資産を活かしたまちづくりを集中的に進める上での基本的な計画として位置づけ、その策定にあたっては、特に関連性の高い「岡崎市都市計画マスタープラン」、「岡崎市景観計画」、「岡崎市文化財保存活用地域計画」との整合を図る。

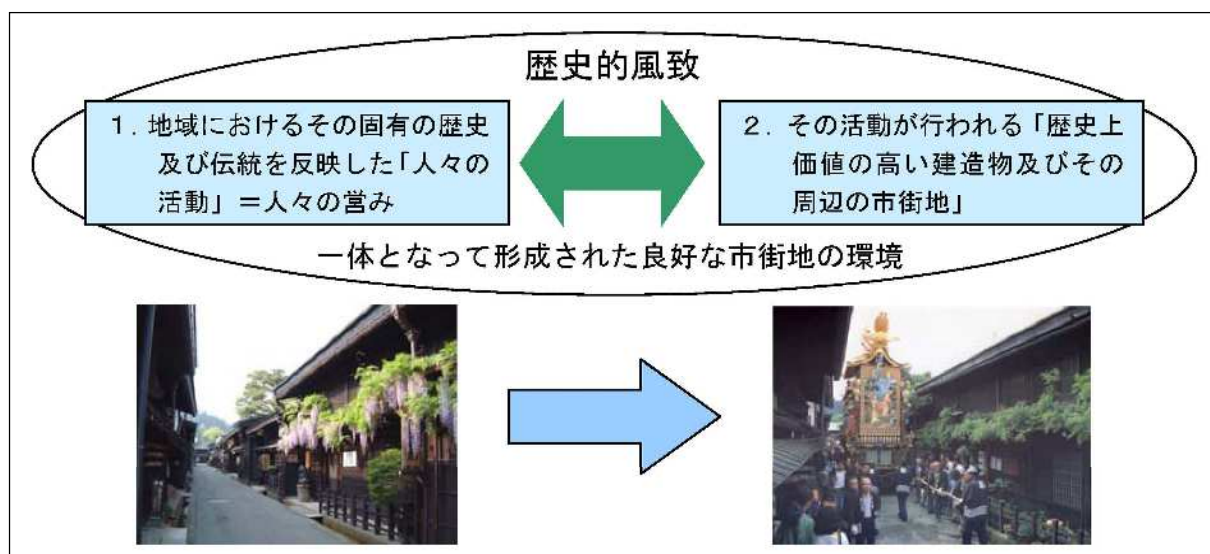


図0-1-3 歴史的風致の概念(歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果(国土交通省、文部科学省、農林水産省))

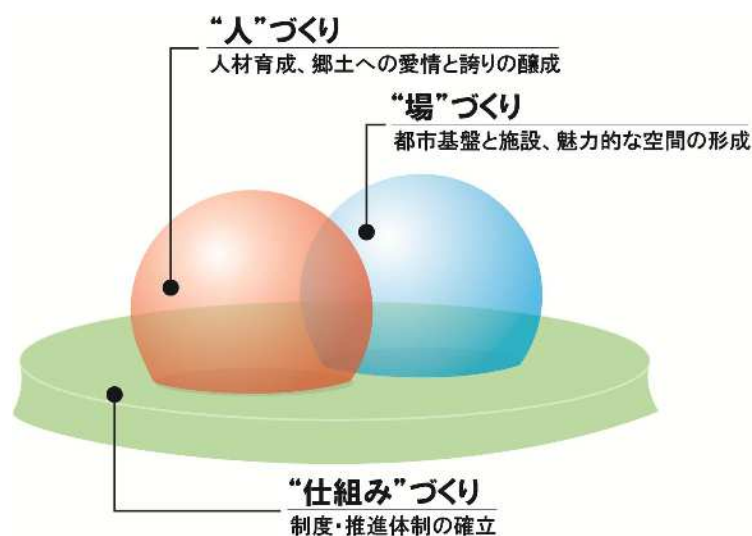


図0-1-4 計画策定のねらの模式図

ねらい 01 “仕組み”づくり [協働による歴史文化資産を活かしたまちづくりの仕組みを整える]

歴史文化資産の保存・活用の取組みにより、地域の活性化を積極的に進めていくためには、歴史、文化、観光、産業、都市整備、景観、教育、企画、財政など多岐にわたる部署や関連する団体、専門家等との連携や協働が必要不可欠である。

歴史的風致の維持向上の取組みを支える制度や推進体制の確立など歴史文化資産を活かしたまちづくりの仕組みを整え、市民主体の取組みと多様な主体の連携・協働を促し効果的な施策の展開を図る。

ねらい 02 “人”づくり [体験を通して地域への愛情と誇りを育みながら活動の輪を広げる]

歴史や伝統を反映した人々の活動を、次世代へ継承・伝承していくためには、地域の歴史文化の価値を正しく伝え、地域への愛情と誇りを育みながら、担い手となるべく人材を育てるとともに活動の輪を広げていくことが必要不可欠である。

市民が地域の魅力を再発見し、自分自身の役割を再認識し、体験を通して地域への愛情と誇りを育むことができるような、きっかけとなる機会や場を提供し、本市の歴史文化資産の価値を正しく伝え、理解を深めてもらうとともに、これらを活かしたまちづくりへの参加の促進を図る。

ねらい 03 “場”づくり [歴史的建造物とその周辺の市街地空間を総合的・一体的に整える]

歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を、都市の持続可能な発展との調和により維持向上していくためには、核となる歴史的な建造物の確実な保存並びにその周辺の市街地環境の基盤整備及び良好な景観形成が必要不可欠である。

歴史的風致を下支えしている都市基盤や施設の整備も含めて、核となる歴史的建造物とその周辺の市街地がより魅力的な空間となるよう、必要な規制誘導や総合的かつ一体的な整備を図る。

0-2.計画の期間

本計画の期間は、令和8年度(2026)～令和17年度(2035)とする。

0-3.計画策定の体制

(1)計画策定の体制

本計画は、「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議」による課題の整理、施策・事業の検討、また、歴史まちづくり法第11条第1項の規定により設置した「岡崎市歴史まちづくり協議会」による計画案の協議、意見聴取及びパブリックコメント等による市民意見の募集並びに岡崎市文化財保護審議会等の意見聴取を経て策定した。

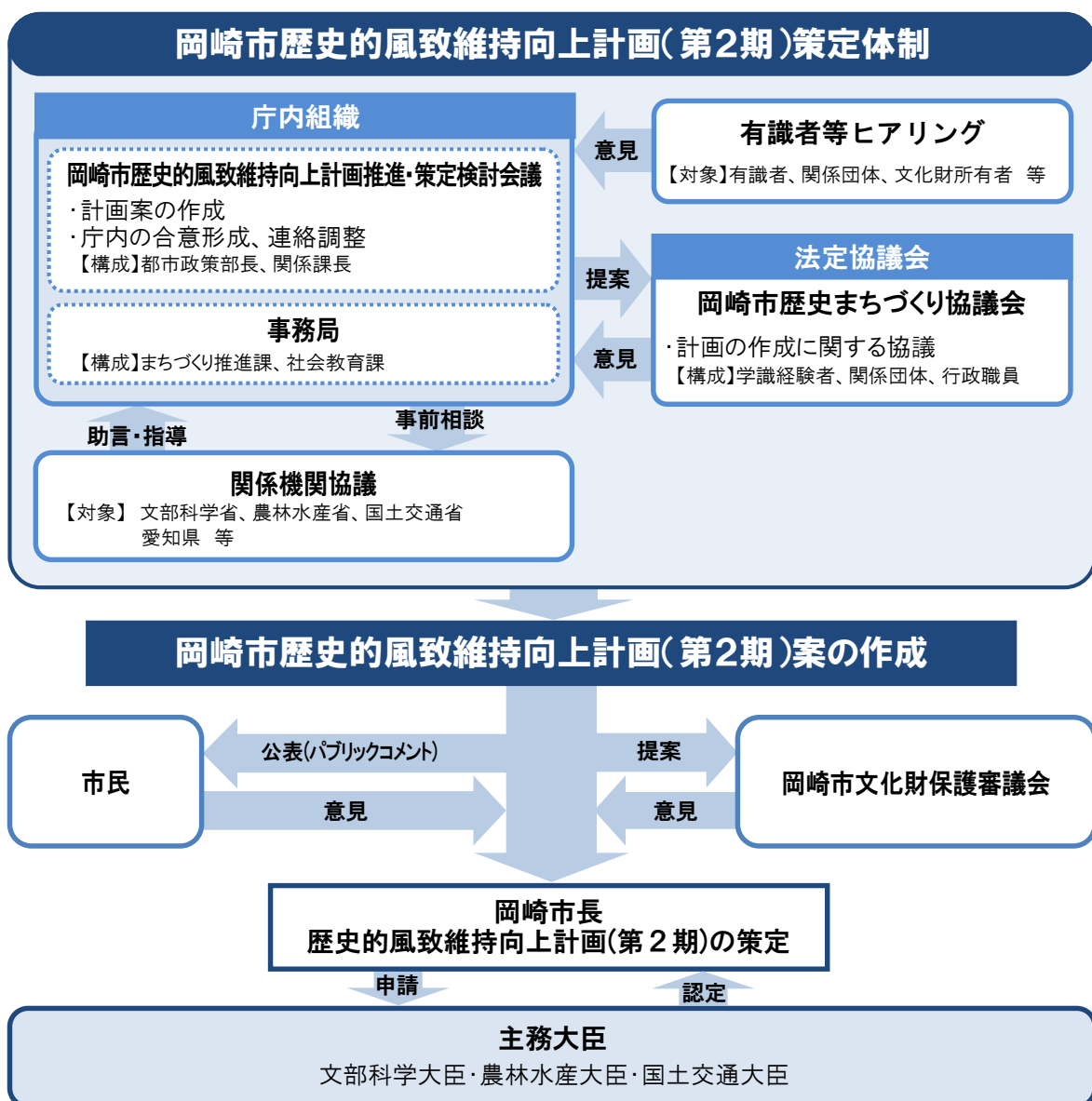


図0-3-1 計画策定の体制

(2)委員構成等

①岡崎市歴史まちづくり協議会

歴史まちづくり法第11条第1項の規定により岡崎市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに実施に係る連絡調整を行うため、平成27年(2015)10月1日より、「岡崎市歴史まちづくり協議会」を設置している。

表0-3-1 岡崎市歴史まちづくり協議会委員構成（令和8年(2026)3月末現在(予定)）

区分	氏名及び所属団体等		備考
学識経験者	○杉野 丞	岡崎市文化財保護審議会会長 岡崎城跡整備委員会副委員長 岡崎市景観審議会委員 愛知工業大学名誉教授	文化財 (建造物)
	◎瀬口 哲夫	岡崎市景観審議会会長 岡崎城跡整備委員会委員長 名古屋市立大学名誉教授	建 築
	野本 欽也	元岡崎市文化財保護審議会会長職務代理者 元小学校校長	民 俗
	松本 幸正	岡崎市都市計画審議会会長 岡崎市交通政策会議副会長 名城大学教授	都市計画
	三浦 正幸	岡崎城跡整備委員会委員 広島大学名誉教授	古建築
関係団体	深田 賢之	景観整備機構 (特定非営利活動法人岡崎まち育てセンター・りた 拠点運営 統括管理責任者)	まちづくり
	清川 ひろみ	景観整備機構 (公益社団法人愛知建築士会評議員)	まちづくり
	太田 亮哉	景観整備機構 (一般社団法人まちづくりマイスター理事)	まちづくり
	舩井 泰晴	一般社団法人岡崎市観光協会代表理事	観 光
行政機関	愛知県西三河建設事務所長		愛知県
	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室長		愛知県
	岡崎市経済振興部長		岡崎市
	岡崎市経済振興部技術担当部長		岡崎市
	岡崎市都市政策部長		岡崎市
	岡崎市教育委員会事務局教育部長		岡崎市

◎会長、○副会長

②岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議

第1期計画の策定に向けた課題の整理、施策・事業の検討を目的とし、平成26年(2014)11月25日に設置した「岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議」は、平成28年(2016)8月26日に「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進会議」へと名称を変更し、第1期計画の進行政管理及び連絡調整や施策・事業、計画変更の検討を行っていた。その後、第2期計画の策定に向け、令和6年(2024)11月26日に、再び名称の変更及び委員構成を変更し、「岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議」として、第2期計画の策定に向けた課題の整理、施策・事業の検討を行った。第2期計画策定後は、第1期計画と同様に、進行政管理等を行っていく。

表0-3-2 岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議委員構成（令和8年(2026)3月末現在）

区分	所属・役職
会長	都市政策部長
委員	総合政策部企画課長
	総合政策部広報課長
	総合政策部地域創生課長
	財務部財政課長
	社会文化部文化振興課長
	社会文化部中央図書館長
	経済振興部商工労政課長
	経済振興部観光推進課長
	土木建設部道路維持課長
	都市政策部都市計画課長
	都市政策部建築指導課長
	都市基盤部公園緑地課長
	都市基盤部建築課長
	教育委員会事務局学校指導課長
事務局	都市政策部まちづくり推進課
	教育委員会事務局社会教育課

0-4.計画策定(変更)の経緯

本計画の策定(変更)の経緯は、以下のとおりである。

表0-4-1 第1期計画策定(変更)の経緯

年月日	会議等
平成 26 年 5 月 19 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 26 年 7 月 23 日	岡崎市景観審議会(報告)
平成 26 年 11 月 4 日	岡崎市経営会議
平成 26 年 11 月 7 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 26 年 12 月 8 日	第1回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 27 年 1 月 27 日	第1回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 27 年 2 月 12 日	第2回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 27 年 5 月 20 日	岡崎市都市計画審議会(報告)
平成 27 年 5 月 21 日	第3回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 27 年 6 月 15 日	第2回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 27 年 10 月 26 日	第1回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 27 年 11 月 10 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 27 年 12 月 10 日	第2回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 27 年 12 月 14 日	岡崎市文化財保護審議会(報告)
平成 27 年 12 月 28 日	第4回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 28 年 1 月 6 日	第3回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 28 年 1 月 14 日	第3回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 28 年 1 月 25 日	岡崎市都市計画審議会(報告)
平成 28 年 1 月 29 日	岡崎市景観審議会(報告)
平成 28 年 2 月 5 日 ～ 3 月 5 日	岡崎市歴史的風致維持向上計画案のパブリックコメント
平成 28 年 2 月 15 日	岡崎市歴史まちづくりシンポジウム
平成 28 年 2 月 22 日	岡崎市都市計画審議会(意見聴取)
平成 28 年 2 月 25 日	第4回岡崎市歴史まちづくり協議会(報告)
平成 28 年 2 月 26 日	岡崎市景観審議会(意見聴取)
平成 28 年 3 月 3 日	第4回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討部会
平成 28 年 3 月 4 日	第5回岡崎市歴史的風致維持向上計画策定検討会議
平成 28 年 3 月 17 日	岡崎市経営会議
平成 28 年 3 月 18 日	岡崎市文化財保護審議会(意見聴取)
平成 28 年 3 月 29 日	第5回岡崎市歴史まちづくり協議会(意見聴取)
平成 28 年 4 月 28 日	認定申請
平成 28 年 5 月 19 日	認定
平成 29 年 5 月 19 日	岡崎市歴史まちづくり協議会(意見聴取)
平成 30 年 3 月 13 日	変更の認定申請
平成 30 年 3 月 29 日	変更の認定
令和 4 年 2 月 22 日	変更の認定申請
令和 4 年 3 月 29 日	変更の認定

表0-4-2 第2期計画策定(変更)の経緯

年月日	会議等
令和6年11月26日	第21回岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議
令和6年12月25日	岡崎市歴史まちづくり協議会(協議)
令和7年7月25日	岡崎市歴史まちづくり協議会(協議)
令和7年10月7日	岡崎市歴史まちづくり協議会(協議)
令和7年10月31日	岡崎市文化財保護審議会(協議)
令和7年12月8日 ～令和8年1月8日	岡崎市歴史的風致維持向上計画(第2期)案のパブリックコメント
令和8年1月 日	第 回岡崎市歴史的風致維持向上計画推進・策定検討会議
令和7年2月 日	岡崎市文化財保護審議会(意見聴取)
令和8年2月 日	岡崎市歴史まちづくり協議会(意見聴取)
令和8年2月 日	認定申請(第2期計画)
令和8年3月 日	認定(第2期計画)

